

令和5年度 第5回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和5年度第5回農業委員会総会日程表

日 時 令和5年8月7日（月） 午後1時30分～

場 所 J A うま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤 信

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
- 日程第6 議案第4号 農地台帳登載申請について
- 日程第7 諮問第1号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員（16名）

- | | | | |
|----------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 窪田 齊 | 3 森川雅之 | 4 石川光男 |
| 6 尾崎之隆 | 7 池田忠志 | 8 篠永賢二 | 9 星川俊夫 |
| 10 河村久仁彦 | 12 眞鍋晴豊 | 13 鈴木博美 | 14 高橋藤信 |
| 15 鈴木和治 | 16 村上佳清 | 17 寺尾悟志 | 18 則友祝幸 |

出席農地利用最適化推進委員（23名）

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 脇 純 樹 | 2 石 川 茂 | 4 星 川 久 和 | 5 高 橋 忠 明 |
| 6 佐 藤 保 之 | 7 宇 高 勉 | 9 竹 本 正 行 | 10 喜 井 仁 志 |
| 11 村 上 紘 一 | 12 石 川 繁 | 13 紀 井 正 明 | 14 受 川 清 男 |
| 15 三 好 昇 | 16 合 田 篤 夫 | 17 鈴 木 一 郎 | 18 伊 藤 浩 一 |
| 19 萩 尾 博 | 20 高 橋 秀 典 | 21 越 智 寧 | 22 近 藤 良 啓 |

23 河 村 嘉 男

24 竹 内 正 篤

25 鈴 木 敏 也

欠席委員（3名）

5 押 条 和 司 朗

11 坂 上 宏

19 石 川 武 将

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

3 山 下 宏 二

8 鎌 倉 静 夫

出席した職員

事務局長 森 實 大 次 長 三 宅 栄 一 係 長 武 村 美 保

主 任 金 子 愛 弓 専 門 員 藤 原 貴 仁

第5回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和5年8月7日(13:30～)
JAうま経済センター2階 会議室

局 長 みなさん、ご起立願います。

局 長 「礼」 ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

議 長 只今の出席委員数は、16名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第5回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

5番 押条 委員

11番 坂上 委員

19番 石川 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

3番 山下 委員

8番 鎌倉 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

12 番 眞鍋 委員、13 番 鈴木 委員 を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、
を議題といたします。

議 長 報告を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和5年3月15日解約。

番号2の案件については、令和5年6月19日解約。

番号3の案件については、令和5年6月22日解約。

番号4の案件については、令和5年6月24日解約。

番号5の案件については、令和5年7月5日解約。

番号6の案件については、令和5年6月1日解約。

以上、6件の解約通知がありましたので、報告します。

議 長 以上で報告を終わります。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。藤原 専門員

藤 原 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は水稻と里芋の栽培を予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。定年退職し余裕ができたことから、経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻の作付け

を予定しています。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。受人は、6月の総会において農地法第3条の許可を受け、新たに農地を取得した新規就農者で、今回、経営規模拡大のため申請するもので、許可後はブルーベリー等、果樹の栽培を予定しています。

番号4の案件については、贈与による所有権移転です。渡人の兄は県外在住でこちらへ帰る予定がなく、所有する農地を市内在住の弟へ無償譲渡するため申請するもので、許可後は水稻の栽培を予定しています。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号6の案件については、父から子へ贈与による所有権移転です。許可後はシャインマスカット、柑橘等の栽培を予定しています。

番号7の案件については、贈与による所有権移転です。受人は本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、7月28日に地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。親戚関係にある渡人より耕作地を譲り受けるもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号8の案件については、売買による所有権移転です。渡人は遠隔地に居住しており管理に苦慮していたところ、受人が買い受けることとなったもので、受人は松山市在住ですが、申請地近くに居宅があり、たびたび帰省し自分の農地を耕作しており、今回の申請地も併せて耕作するものです。許可後は野菜の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 申請地は現在、荒れておりますが、本人は退職後やる気もあり、水稻を作られるということです。また、この農地の横には重要な水路があるので、若い方に農地を守っていただけるのはいいことだと思いますので、異議ありません。

議 長 3番

委 員 申請地は、申請者が6月総会において、新規就農により取得した農地の隣接地で、境界等が未定だったのが整いまして、今回の申請になっております。6月に許可を受けた農地については整地され、ブルーベリーのボックス栽培をするということで、水やりの配管や一部ハウスの準備を進めている状況ですので、問題ないと思います。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5番

委 員 異議ありません。

議 長 6番

委 員 異議ありません。

議 長 7番

委 員 受入は現在農地を所有しておらず、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、7月28日に申請者のヒアリングと現地確認を行いました。受入は、すでに10年近く農業経験があり、トラクターも所有し今後の農業経営にも意欲的です。将来は、地域の方とも協力し、耕作放棄地を活用し規模拡大も考えているようでした。

以上のことから、許可することは問題ないと思います。

議 長 8 番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による 許可申請」について、原案
のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第 4、議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する
意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主任

金 子 それでは、議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する
意見」について、説明いたします。

申請件数は 8 件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一
般基準」とともに満たしております。

番号 1 の案件について、受人は現在家族 4 人で借家住まいですが、子どもの
成長に伴い手狭になったため、住環境の整った申請地を譲り受けての一般個
人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域である
ため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。

番号 2 の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、現在、同
地域内で住宅地の需要が高まっていることから、住環境の整った申請地を譲
り受けての分譲宅地造成で、申請地は第 3 種農地であり、転用許可申請する
ことはやむを得ないと思われます。

番号3の案件について、受人は紙製品販売業を営む法人ですが、事業拡大に伴い、新たに工場及び倉庫建築を検討しているため、利便性が良く、既存工場に隣接している申請地を譲り受けての工場・倉庫建築で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号4の案件について、受人は自宅敷地内に車を3台所有しており、カーポートの出入庫時に車両の入替等に苦慮しており、また来客時には車両が前面道路にはみ出すこともあるため、申請地を譲り受けての駐車場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。

番号5の案件について、受人は太陽光発電業を営む法人であり、日当たりが良く太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地周辺は、宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。

番号6の案件について、受人は配管・溶接工事業を営む法人ですが、現在、保有している大型車等の駐車場が不足しているため、申請地を借り受けての駐車場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。なお、既に申請地が造成されているため、始末書が提出されています。

番号7の案件について、受人は現在市外の賃貸住宅に居住していますが、両親の農業を手助けするため、実家近くの申請地を父より借り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。

番号8の案件について、受人は土木工事業を営む法人ですが、現在、機械及び資材が増加し、既存資材置場だけでは手狭になったため、申請地を譲り受けての露天資材置場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれ

る地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議 長 番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5番

委 員 異議ありません。

議 長 6番

委 員 異議ありません。

議 長 7番

委 員 道が狭いように感じましたが、建築上問題ないのであれば、農業委員会としては問題ないと思います。

議 長 8番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、説明いたします。

番号1の案件については、5年間の使用貸借です。

番号2の案件については、5年間の使用貸借です。

番号3の案件については、3年間の貸貸借です。

番号4の案件については、2年間の使用貸借です。

番号5の案件については、2年間の使用貸借です。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番

委 員 特に異議ありません。

議 長 2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4 番

委 員 異議ありません。

議 長 5 番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 採決に入る前に、番号 2 については、鈴木委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、鈴木委員の退席を求めます。

議 長 議案第 3 号、番号 2 番、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、番号 2 番は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 鈴木委員の入室を許可いたします。

（鈴木委員 入室・着席）

議 長 鈴木委員に報告します。鈴木委員関連案件の番号 2 番については「支障がない旨の意見」とし、市へ答申することに決しましたので、報告いたします。

議 長 それでは、引き続き、採決を行います。

議 長 議案第 3 号中、番号 1 番、及び 3 番から 5 番について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第6、議案第4号、「農地台帳登載申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、議案第4号、「農地台帳登載申請」について、説明いたします。

番号1の案件については、農地台帳登載申請があり、7月20日に現地調査を行いました。

番号2の案件については、農地台帳登載申請があり、7月20日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 7月20日に現地確認をいたしました。

申請地は以前から耕作されており、現在は、野菜が作付けされ、きちんと管理されていました。申請地は自宅のすぐ近くで、今後も耕作を続ける意志が確認できましたので、農地台帳の登載について問題ないと思います。

議 長 番号2番、質疑はありませんか。

委 員 7月20日、現地確認をいたしました。夏野菜、トウモロコシ、白菜などが栽培されていました。草は生えていましたが、本人の耕作意志は確認できました。また農地は自宅の前にあり、耕作しやすいことから、今後も耕作を続けてくれると思いますので、農地台帳の登載について問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第４号、「農地台帳登載申請」について、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。よって、議案第４号は、原案のとおり登載することに決しました。

議 長 日程第７、諮問第１号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、諮問第１号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、説明いたします。

番号１について、申出者は夫婦、子供と共に夫の実家に居住していますが、育児サポートや将来的な親の介護を見据え、夫の実家近くで新たに自己住宅建築を計画しています。しかしながら、申出者は土地を所有しておらず、実家周辺の土地から検討しましたが、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。

番号２について、申出者は紙類の加工業を営む法人ですが、近年、コロナの影響もあり受注生産が増加し社員数が増加しています。現在、本社周辺に５か所の従業員駐車場を保有していますが、そのうち１か所を所有者の都合により返却しなければならなくなったこと、また、社員数が増加傾向であることから、駐車場の確保が喫緊の課題となっています。そこで、所有地において検討しましたが、利用できる敷地がなく、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、今回やむを得ず除外申請するものです。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

議 長 特に異議ありません。

議 長 2番

議 長 特に異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、「変更しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「変更しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第5回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14 : 05)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高橋 藤 信

委 員 眞鍋 晴 豊

委 員 鈴木 博 美